

# 宮城県公報

宮 城 県  
行 政 部  
総務部私学文書課  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 条 例

ページ

○非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	一
○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	一
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二
○職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(産業人材対策課)	四
○農業大学校条例の一部を改正する条例	(農業振興課)	四
○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁特別支援教育室等)	四

## 条 例

非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県条例第六十九号

非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例

非常勤職員公務災害補償等条例(昭和四十二年宮城県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第二項の表障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)の項中「障害共済年金又は」を削る。

### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員公務災害補償等条例(以下「新条例」という。)の規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。  
(経過措置)

2 新条例附則第五条の規定の適用については、当分の間、同条第一項の表傷病補償年金の項中「について障害厚生年金」とあるのは「について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「改正法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「改正前国共済法」という。))若しくは改正法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号。以下「改正前地共済法」という。)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「について障害厚生年金」とあるのは「について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「について遺族厚生年金」とあるのは「について改正前国共済法若しくは改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、新条例附則第五条第二項の表障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。)の項中「について障害厚生年金」とあるのは「について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。  
(障害共済年金等が支給される者の特例)

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四十一条第一項又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金又は遺族共済年金が支給される者に係る新条例附則第五条の規定の適用については、同条第一項の表傷病補償年金の項中「による障害厚生年金」とあるのは「による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第四十一条第一項若しくは附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「による遺族厚生年金」とあるのは「による遺族厚生年金又は改正法附則第四十一条第一項若しくは附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金」とする。  
手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県条例第七十号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表百十六の項中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に改め、同表二百二十三の項中「第六条第一項第五号ロ」を「第六条第一項第六号ロ」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年十二月二十六日から施行する。

宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の五条を加える。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等）

第十三条の二 県税事務所長は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、同条第一項若しくは第二項の規定による徴収の猶予（以下この条及び第十三条の六において「徴収の猶予」という。）又は法第十五条第四項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その徴収の猶予に係る金額をその徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月（県税事務所長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の県税事務所長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 県税事務所長は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び当該納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及び当該納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

3 県税事務所長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が次項の規定により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付し、又は分割納入の各納入期限ごとの納入金額をその納入期限までに納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付の各納付期限及び当該納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び当該納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

4 県税事務所長は、第二項の規定により分割納付の各納付期限及び当該納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び当該納入期限ごとの納入金額を定めたときは、分割納付の各納付期限及び当該納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び当該納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 県税事務所長は、第三項の規定により分割納付の各納付期限及び当該納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び当該納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その変更後の分割納付の各納付期限及び当該納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び当該納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続）

第十三条の三 法第十五条の二第一項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

三 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする期間

五 分割納付の方法により納付又は分割納入の方法により納入を行うかどうか（分割納付の方法により納付又は分割納入の方法により納入を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び当該納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び当該納入期限ごとの納入金額を含む。）

六 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。  
一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類  
二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類  
三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

四 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に關し必要となる書類  
3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- 二 第一項第二号から第六号までに掲げる事項
- 4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。
- 5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - 二 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由及びその猶予期間の延長を受けようとする期間
  - 三 第一項第五号及び第六号に掲げる事項
- 6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号に掲げる書類とする。
- 7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(職権による換価の猶予)

第十三条の四 県税事務所長は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予（以下この条及び第十三条の六において「職権による換価の猶予」という。）又は法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長（以下この条において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その職権による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第六条の九の三第一項で定める額を限度とする。）をその職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（県税事務所長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の県税事務所長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

- 2 第十三条の二第二項から第五項までの規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。
- (申請による換価の猶予)

第十三条の五 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 県税事務所長は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（以下この条及び次条において「申請による換価の猶予」という。）又は法第十五条の六第三項において準用する法第十五条第四項の

規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（以下この条において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その申請による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第六条の九の三第二項において読み替えて準用する同条第一項で定める額を限度とする。）をその申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（県税事務所長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の県税事務所長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

- 3 第十三条の二第二項から第五項までの規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 4 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
  - 二 第十三条の三第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項
  - 三 納付し、又は納入すべき金額のうちその納付又は納入を困難とする金額
  - 四 分割納付の各納付期限及び当該納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び当該納入期限ごとの納入金額
- 5 法第十五条の六の二第二項及び第二項に規定する条例で定める書類は、第十三条の三第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。
- 6 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 第十三条の三第一項第六号に掲げる事項
  - 二 第十三条の三第五項第一号及び第二号に掲げる事項
  - 三 第四項第四号に掲げる事項
- 7 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第十三条の六 法第十六条第一項に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予に係る金額が百万円以下である場合、これらの猶予期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第二十三条第二項中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）を「令」に改める。

附則第八条中「平成二十八年四月三十日」を「平成三十三年四月三十日」に改める。

附則第九条の二中「平成二十七年」を「平成三十二年」に改める。  
附則第九条の二の第一号中「又は平成二十七年」を「から平成三十二年までの各年度」に改め、同条第二号中「平成二十八年」を「平成三十三年」に改める。  
附則第九条の三中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の改正規定は、同年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮城県税条例（以下「新条例」という。）第十三条の二、第十三条の三及び第十三条の六（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用する。

3 新条例第十三条の四及び第十三条の六（新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用する。

4 新条例第十三条の五及び第十三条の六（新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十二号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和四十九年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十六年度」を「平成二十七年」に、「平成二十七年」を「平成二十八年」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職業能力開発校条例の規定は、平成二十七年十月八日から適用する。

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十三号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和五十八年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。  
附則第四項中「平成二十六年度」を「平成二十七年」に、「平成二十七年」を「平成二十八年」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の農業大学校条例の規定は、平成二十七年九月四日から適用する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十四号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。  
第五条の表に次のように加える。

宮城県立支援学校女川高等学園

牡鹿郡女川町

附則第三項中「平成二十六年度」を「平成二十七年」に、「平成二十七年」を「平成二十八年」に改める。

附則

この条例中附則第三項の改正規定は公布の日から、第五条の表に次のように加える改正規定は平成二十八年四月一日から施行する。